

# 解 説

## 1. 市民経済計算について

### 市民経済計算推計の目的

市民経済計算は、鹿島市の経済活動の結果を生産・分配の二面からとらえ、経済規模、産業構造等を明らかにし、行財政計画の策定などの資料として利用しようとするものです。

### 市民経済計算の概念

市民経済計算は、鹿島市という行政区域を単位として、一定期間（会計年度）の経済活動の成果を計測するものです。

### 市民経済計算の機能

- (1) 所得水準や経済成長率を計測できる。
- (2) 市町間比較により、鹿島市の経済の佐賀県もしくは全国における位置づけを把握できる。
- (3) 経済の動向を知ることができる。
- (4) 経済の基本構造の実態が明らかにされることにより、
  - ①生産面・・・市内産業構造の実態が明らかになる。
  - ②分配面・・・所得の分配の態様を分析することで、生産要素の配分の実態が明らかになる。

## 2. 用語解説

### 市内ベースと市民ベース

市内ベースとは、市内という行政区域内の経済活動を、それに携わった者の居住地に係わりなく把握するものです。

一方、市民ベースとは、市内居住者の経済活動を地域の係わりなく把握するものです。

市内総生産は市内ベースで把握し、市民所得（分配）は市民ベースで把握したものです。

なお、この場合の居住者とは個人だけでなく、法人企業、政府機関などを含みます。

### 経済活動別市内総生産

経済活動別市内総生産とは、一定期間内に市内の経済部門の生産活動によって、新たに付加された価値の評価額を、「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」の別に示したものです

これらは、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものにあたり、市内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表します。

## 産 業

経済的に意味のある価格での商品・サービスの販売を目的として、生産活動を行う事業所によって構成されます。

政府機関であっても、産業同様に類似の付加価値を生産するものについては、公共企業として産業に分類されます。(例：郵政事業、公的金融機関等)

## 政府サービス生産者

国の一般会計、非企業特別会計、事業団等、県・市町の普通会計、公共下水道、財産区、一部事務組合等が該当します。さらに社会保障給付を行うことを目的とする組織で、政府の強い監督や資金援助を得ているものを社会保障基金として一般政府に含めます。

具体的には、国の社会保険特別会計（厚生年金保険、国民年金等）や共済組合、健康保険組合、厚生年金基金などです。

## 対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体といい、これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者といいます。

対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によってまかなわれ、労働組合、政党、宗教団体、私立学校等がこれに含まれます。

## 帰属利子

金融業の生産額を推計するための特殊な計算項目であり、次の式で算出します。

帰属利子＝金融機関の受取利子及び配当－金融機関の支払利子

帰属利子は、生産活動によって生み出されたものではないため、本来は生産額に計上するものではありません。しかし、金融業の収入は取引手数料と帰属利子からなり、帰属利子を計上しないと金融業の付加価値額が実態とそぐわなくなるため、帰属利子を計上する必要があります。

一方、金融機関が受け取る利子は、各産業の生産の一部から支払われるため、生産全体では二重計上されることになり、これを解消するため帰属利子を控除する必要があります。

推計方法としては、各産業に支払われた利子を推計することは困難であるため、全産業分を一括して控除しています。

## 市民所得

生産活動によって生み出された付加価値が、その生産に参加した経済活動の主体に、賃金（雇用者報酬）、利潤（企業所得）、利子・配当（財産所得）などの形で、どのように分配されたかを示したものであり、その総額が市民所得です。

## 雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をさします。

雇用者とは、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれます。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、このうち（１）②、（２）の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含めています。

#### （１）賃金・俸給

##### ①現金給与（所得税、社会保険料雇用者負担等控除前）

一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与などのほかに役員給与や議員歳費等も含まれます。

##### ②現物給与

自社製品、食券、通勤定期等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇用の支出です。給与住宅差額家賃もこれに含まれます。

#### （２）雇主の社会負担

##### ①雇主の現実社会負担：健康保険組合、年金基金等の雇主の負担金

##### ②雇主の帰属社会負担：退職一時金および社会保障基金によらない業務災害補償費などの負担金は、雇用者福祉のための社会保障基金その他に対する雇主の拠出金

### 財産所得

ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産、土地及び無形資産（著作権、特許権など）を賃借する場合に、この賃借を原因として発生する所得の移転であり、利子、法人企業の分配所得（配当等）、保険契約者に帰属する財産所得、地代（土地の純賃貸料）、著作権・特許権の使用料などが該当します。

ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれません。この場合は、貸し手はサービスを産出し、借り手はそのサービスを消費するものとして扱われます。

### 企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受取りを加算し、財産所得の支払いをこうじよしたものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類されます。

営業余剰・混合所得とは、市町内に居住する生産者の付加価値から、それに対応する期間内に発生した雇用者報酬、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税－補助金）の合計を差引いたものであり、企業会計でいう営業利益に相当します。したがって、企業所得は営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえます。

公的企業の例としては、国民生活金融公庫、住宅金融公庫などの公庫等があげられ、非法人政府事業体としては印刷、造幣、郵政事業のような企業特別会計が該当し、県・市町

においては、下水道を除く公益企業会計及び特殊法人である地方公社が含まれます。

なお、93 SNA移行にともない、病院事業が一般政府から公的企業へ格付け変更されています。